

第 61 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

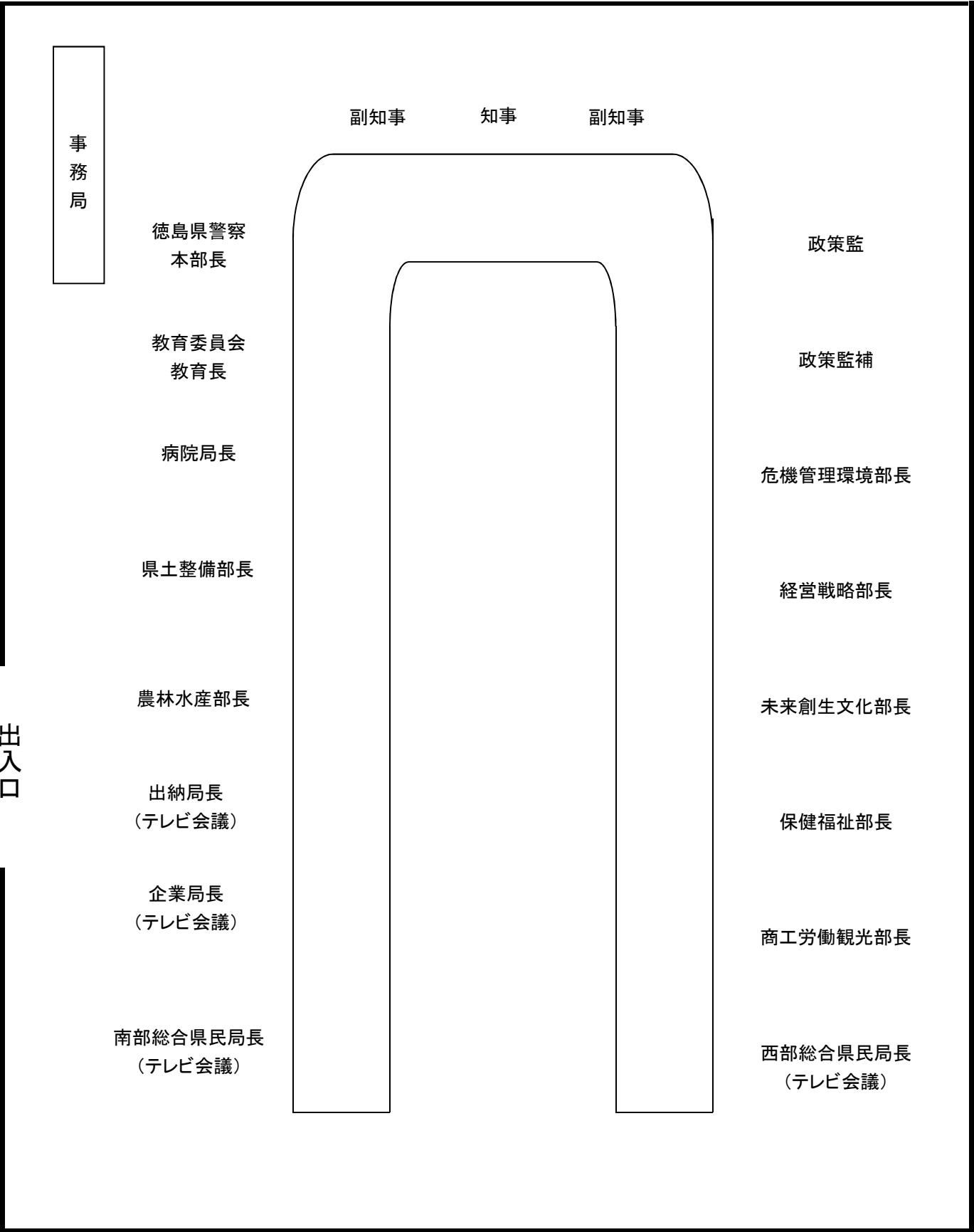
日 時：令和 3 年 8 月 1 7 日（火）
午後 4 時 4 5 分から

場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

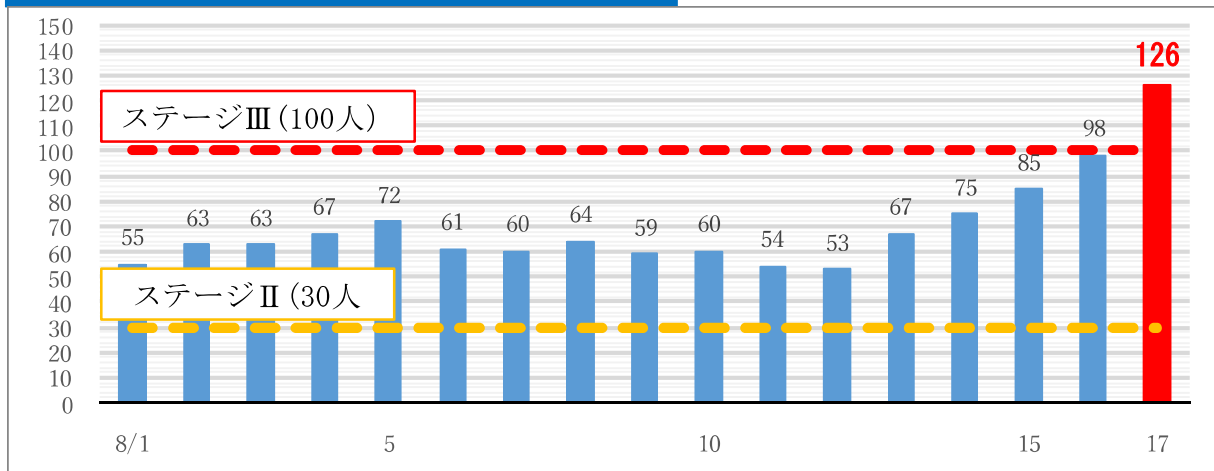
- ・「緊急事態宣言」の期間延長等を踏まえた本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

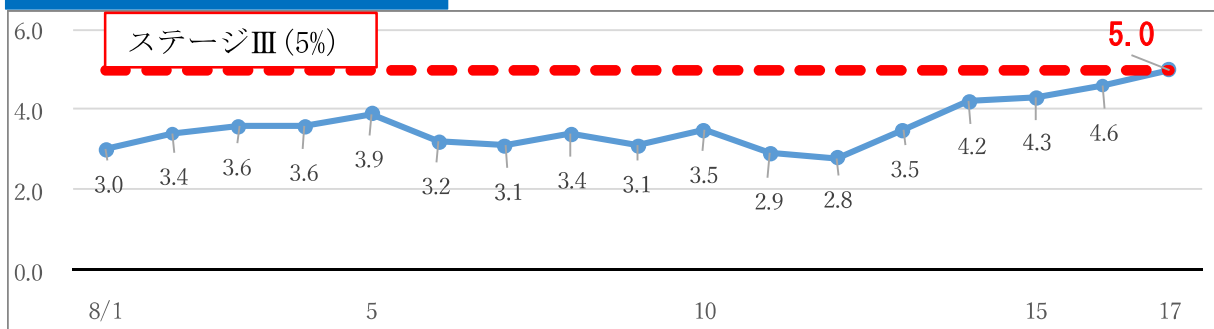


令和3年8月17日
保健福祉部

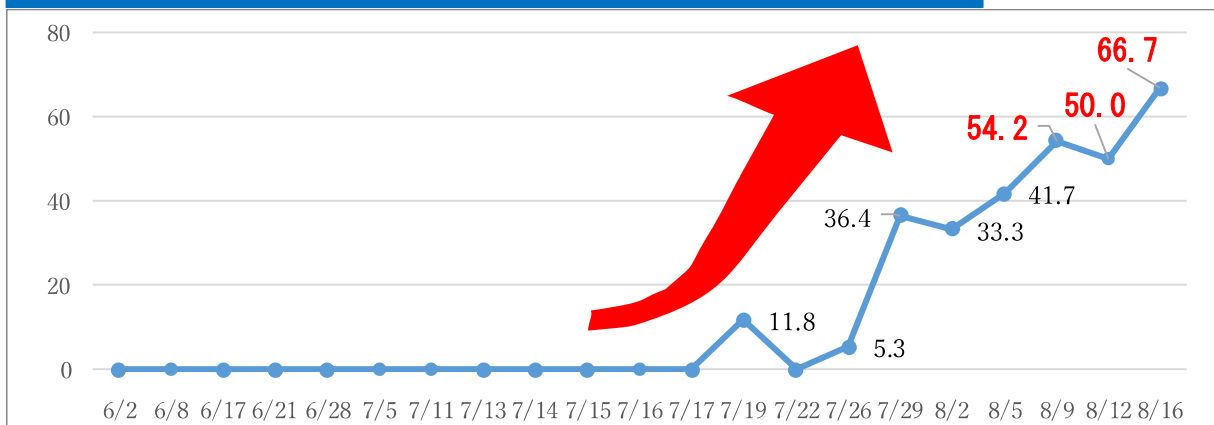
○直近1週間の新規報告者数の推移



○PCR陽性率の推移



○L452R変異株（デルタ株疑い）陽性確認割合の推移



○クラスターの発生

- ・31例目 児童等利用施設関連クラスター : 8/ 4 認定 (累計 26 名)
- ・32例目 飲食店関連クラスター : 8/15 認定 (累計 10 名)
- ・33例目 会社関連クラスター : 8/16 認定 (累計 9 名)
- ・34例目 中学校・高等学校クラスター : 8/17 認定 (累計 7 名)

8/17(火)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制		
①直近1週間 (8/10～8/16)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合				④療養者数	(参考) 検査件数	⑤PCR陽性率
		入院医療						
		(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率				
126人 うち、60歳以上 (13人)	8.7% (11/126)	65.8% (96/146)	4.0% (1/25)	17.4% (48/276)	146人 (入院:96人 宿泊療養:50人)	2,535件 先週の 検査件数2,092件	5.0% (126/2,535)	

(参考)10万人あたり
17.31人
(126人 /72.8万人×10万人)

(参考)10万人あたり
20.05人
(146人 /72.8万人×10万人)

(療養者数)			
146	(入院者数) 96		(宿泊療養者数) 50
	(入院)	(調整中)	(入所待機者)
			(自宅健康観察者数)
	96	0	48
			2

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ I	10人 以上	50%以上	-	-	-	-	-
	30人 以上		(確保病床の使用率) 20%以上	(入院率) 40%以下	(確保病床の使用率) 20%以上	(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上
	100人 以上						
	170人 以上						
ステージ II							
ステージ III							
ステージ IV							

※病床のひっ迫具合、療養者数は、**8月17日(火) 午前0時 現在**
※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率、の **基準期間**は、**8月10日(火)**
※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。
※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 8 月 20 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日 （沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日） から 9 月 12 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の 全部を変更する公示（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 8 月 20 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・ 北海道及び石川県については、令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までとする。
- ・ 福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和 3 年 8 月 8 日から 9 月 12 日までとする。
- ・ 宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・ 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態宣言・まん延防止重点措置（区域と期間）

資料3-3

【凡例】

赤・・・緊急事態宣言対象地域

○9月12日まで

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
大阪府 沖縄県

○8月20日から9月12日まで（追加）

茨城県 栃木県 群馬県 静岡県
京都府 兵庫県 福岡県

合計 13都府県

黄・・・まん延防止等重点措置区域

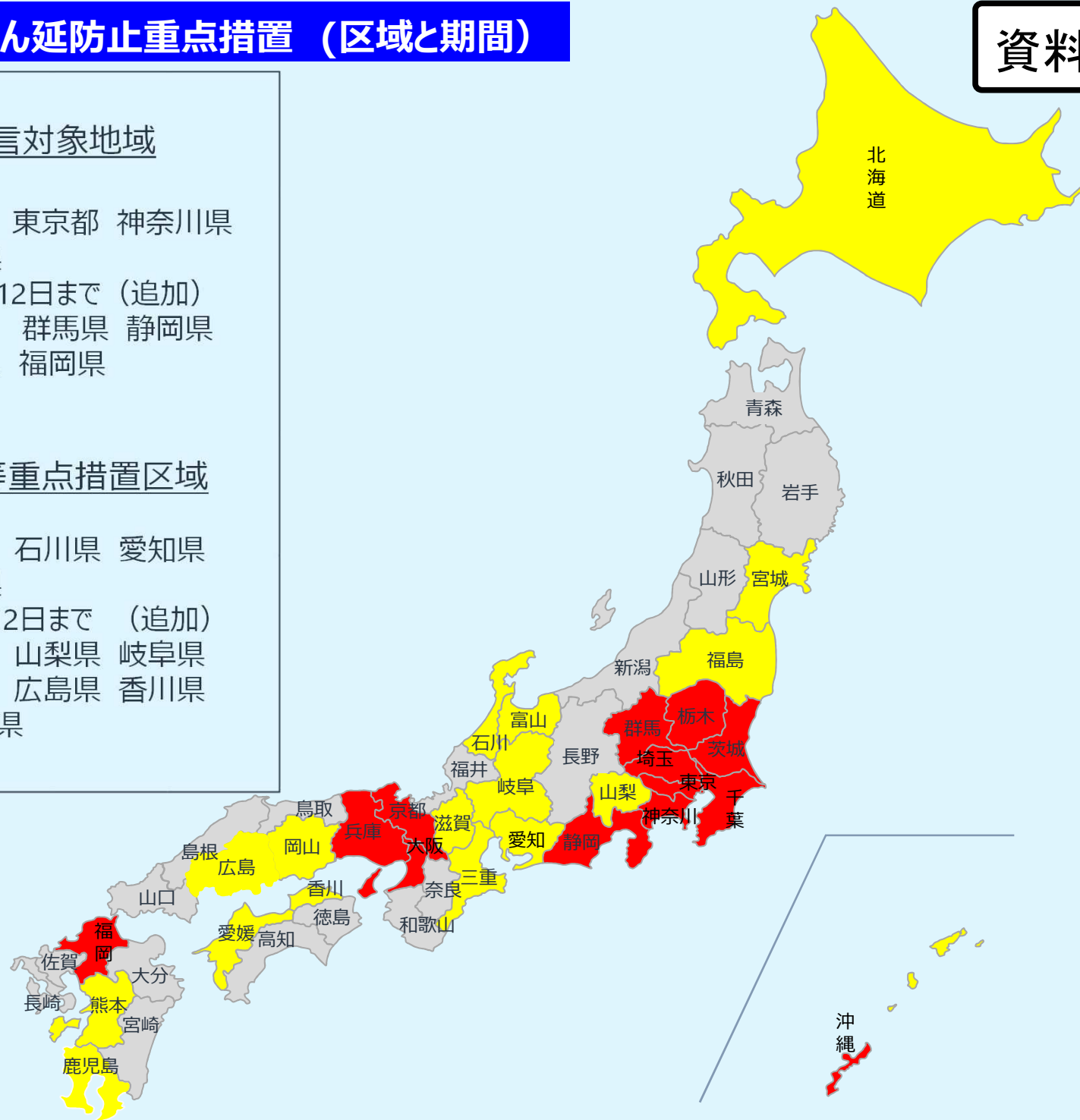
○9月12日まで

北海道 福島県 石川県 愛知県
滋賀県 熊本県

○8月20日から9月12日まで（追加）

宮城県 富山県 山梨県 岐阜県
三重県 岡山県 広島県 香川県
愛媛県 鹿児島県

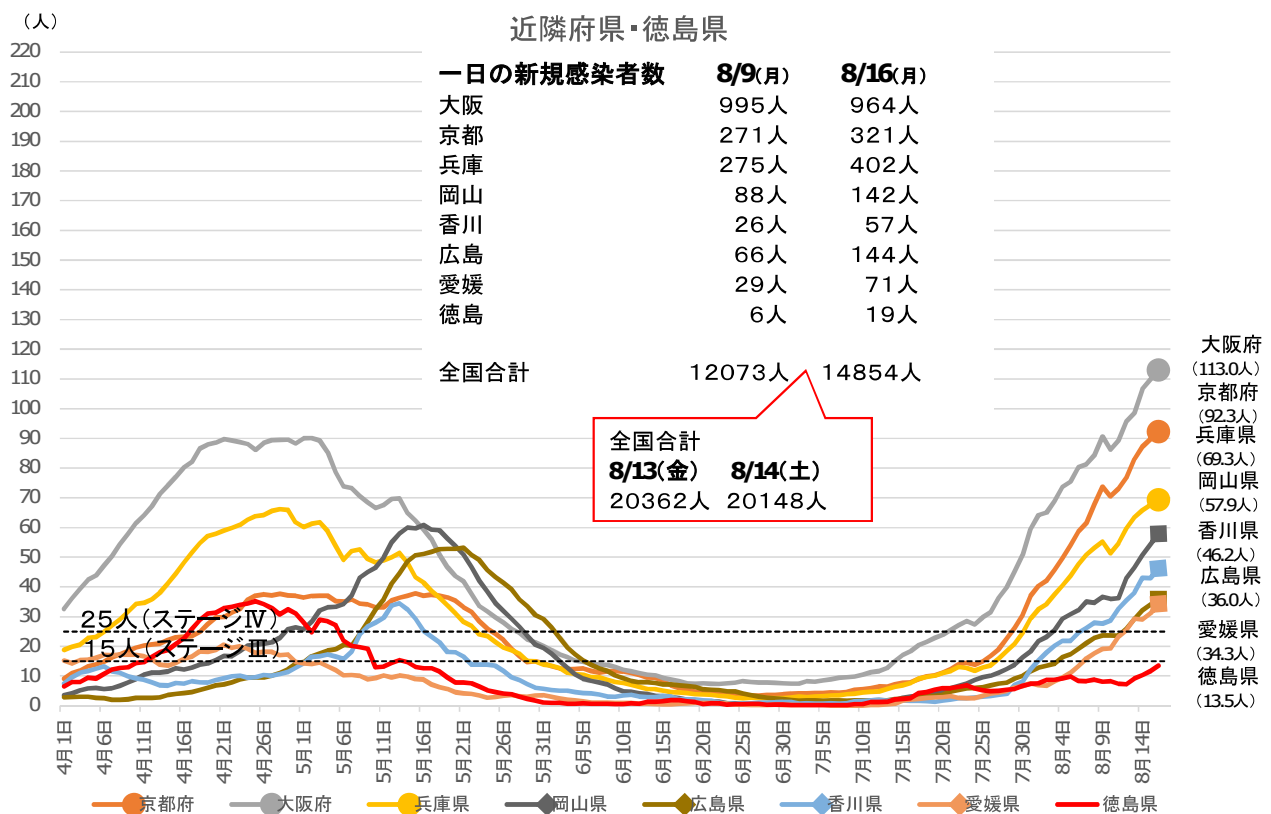
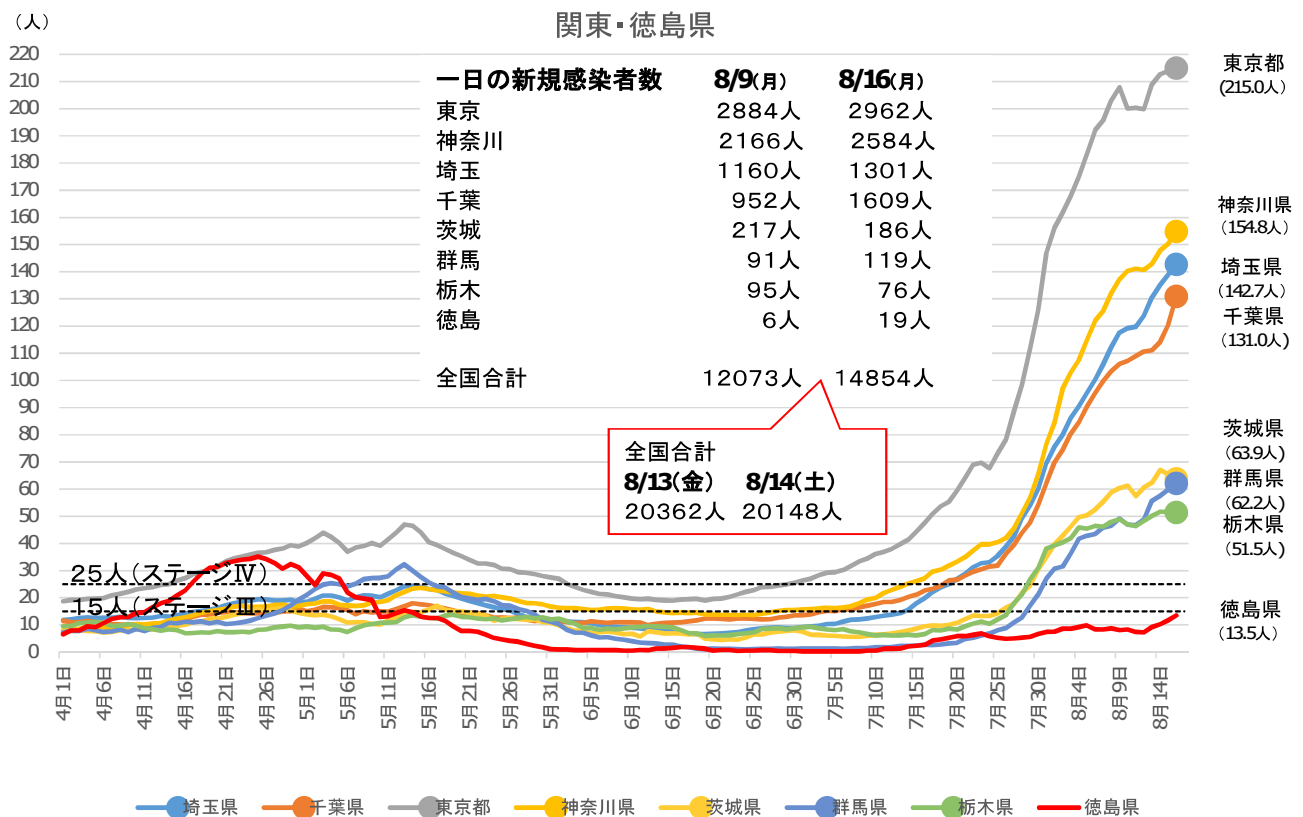
合計 16道県



資料4

主な全国の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数 8/16現在)

● 緊急事態宣言 ◆ まん延防止等重点措置



全国から徳島県への来県者の分析（人流）について

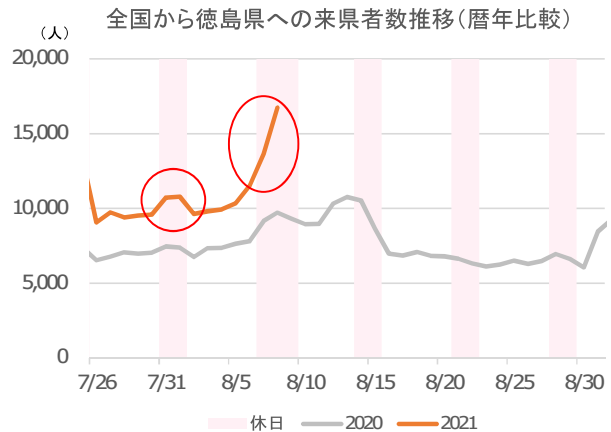
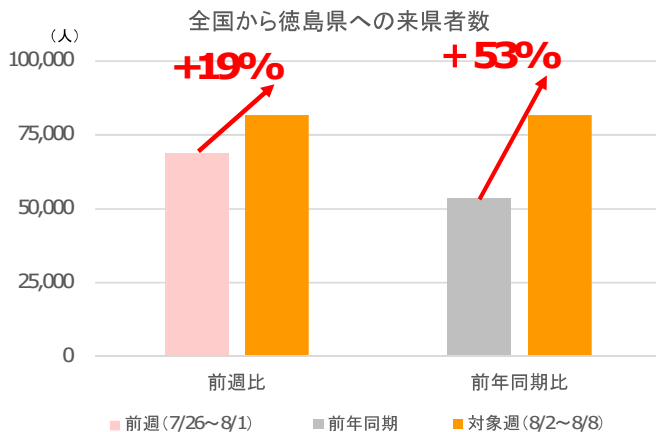
8/2（月）～8/8（日）と前週及び前年同期比との比較

※ 令和3年8月13日（金）時点の速報値

資料5

【前週比】 + 19%

【前年同期比】 + 53%



※ このデータは他の都道府県（全国）から徳島県全域への来県者数の推移を見るものです。

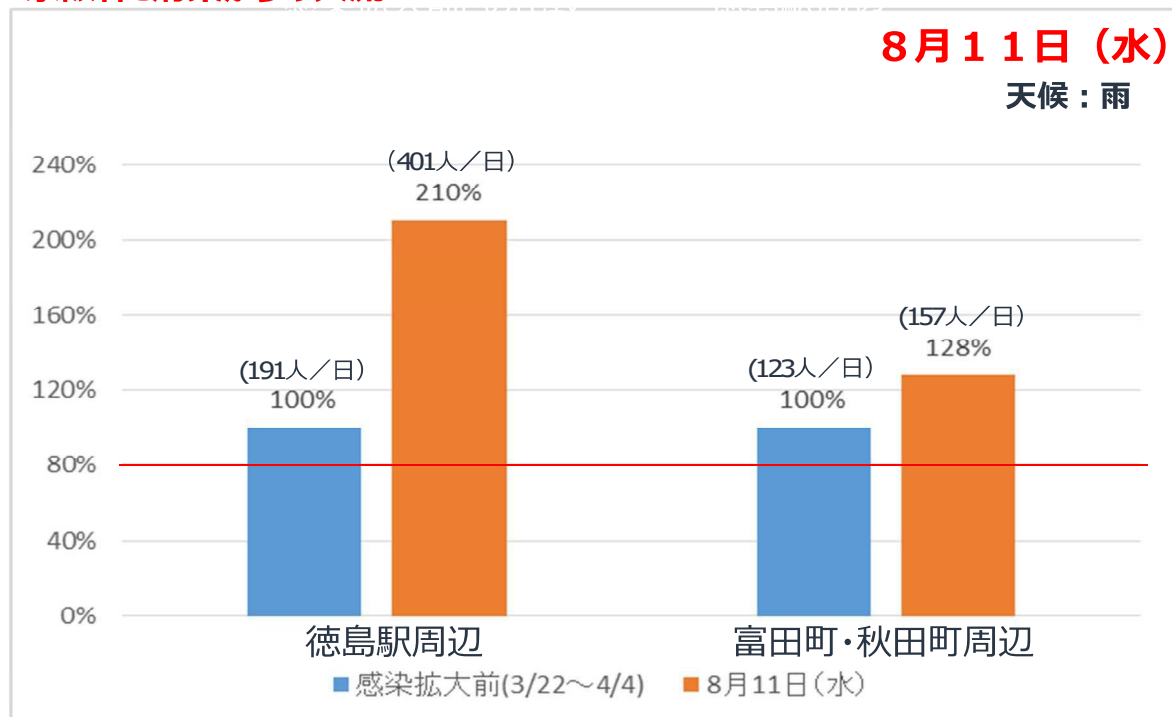
出典：ヤフー・データソリューション DSINSIGHT

徳島県内「繁華街」への来県者の分析（人流）について

感染拡大前との比較	徳島駅周辺	210%
	富田町・秋田町周辺	128%

京阪神3府県からの人流

※令和3年8月16日（月）時点の速報値



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、18時から29時までの滞在時間が1時間以上の人数を推計

データ提供：KDDI Location Analyzer

とくしま
アラート

感染拡大注意急増

ステージ
Ⅲ

7月31日から9月12日まで

第5波「警戒強化期間」

1 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に！

特に以下の区域への「移動は原則中止・延期」を

緊急事態宣言対象区域

埼玉県 千葉県 東京都
9月12日まで 神奈川県 大阪府 沖縄県

8月20日から 茨城県 栃木県 群馬県
9月12日まで 静岡県 京都府 兵庫県 福岡県

まん延防止等重点措置区域

各知事が指定する区域 ※区域については各道府県のホームページ等で最新の情報をご確認ください

9月12日まで 北海道 福島県 石川県 愛知県 滋賀県 熊本県

8月20日から 宮城県 富山県 山梨県 岐阜県 三重県
9月12日まで 岡山県 広島県 香川県 愛媛県 鹿児島県

上記以外との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。
やむを得ない帰省の際は、県が実施する事前 PCR 検査をご利用ください。

2 感染力の強いデルタ株に対し、より一層の「感染防止対策の徹底」を

県民の皆様へ

- ▶ 若い方の感染が急増中！十分なご注意を
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい、手洗い手指消毒、大声を出さない)の徹底
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、「コロナ対策三ツ星店」を利用

★ ガイドライン実践店ステッカー

★ PCR 定期検査協力店ステッカー

★ とくしまコロナお知らせシステム

事業者の皆様へ

- ▶ 人流抑制のためテレワークを一層推進し、出勤や出張は必要最小限に
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛を
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、定期的な検査実施に協力を



3 「第5波・警戒強化期間」においては、以下の取組を実施します

- 啓発の強化 飲食店を中心とした「ガイドライン実践店」への啓発・巡回「コロナ対策三ツ星店」の利用を推奨
- 人流調査の強化 繁華街や主要観光地の人流調査のきめ細やかなモニタリングにより県外からの人の流れを「見える化」※「県全域」への来県者(全国)の増減の「見える化」
- 帰省される方への事前 PCR 検査 やむを得ず帰省される方を対象に、事前に PCR 検査を無料で実施
- PCR モニタリング定期検査 「ガイドライン実践店ステッカー」、「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの飲食店、宿泊施設を対象に定期的な PCR 検査を無料で実施
- 施設におけるクラスター対策 同じ施設で複数の感染者が発生した場合に PCR 検査を実施県外遠征や進路に係る大学訪問で県外へ往来した生徒への検査

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部